

令和7年10月31日

三重県水産主務部長 殿

水産庁資源管理部長

小型するめいか釣り漁業者に対するするめいかの採捕停止命令について

今般、大臣管理区分「するめいか小型するめいか釣り漁業」の令和7管理年度（令和7年4月1日から翌年3月末日まで）におけるするめいかの漁獲量の総量が、当該管理区分の漁獲可能量（4,900トン）を超過しました（本年10月31日時点で120パーセント）。

このため、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第33条第1項第1号に基づき、本日付で小型するめいか釣り漁業者に対し、するめいかの採捕停止命令が発出されました。

本日以降、小型するめいか釣り漁業によるするめいかの採捕（混獲を含む。）を行わないよう、漁業者を含む関係者への周知をお願いいたします。

また、当該命令が発出された翌日から令和8年3月末日までの間、小型するめいか釣り漁業によりするめいかの採捕（混獲を含む。）を行った場合には、同命令違反となり、法第190条第2号に基づき、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金が処される可能性があるほか、同命令に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあるときは、法第34条に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊命令等が下される可能性があることを申し添えます。

問い合わせ先
水産庁資源管理推進室
資源管理企画班
電話 03-6744-2361